島根県報

令和７年８月１日（金）
第　６３９　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出　（地域福祉課）　2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出　（　〃　）　2
令和７年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜　（畜産課）　2
解除予定保安林　（森林整備課）　2
急傾斜地崩壊危険区域の指定　（砂防課）　3

【公　告】

公共測量の実施（４件）　（技術管理課）　3
公共測量の終了　（　〃　）　4

【特定調達公告】

島根県防災ヘリコプター定時点検整備に係る随意契約の相手方等　（消防総務課）　5
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の落札者等　（原子力安全対策課）　5
島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の実施　（病院局）　6

【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則　（学校企画課・学校教育課）　9
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則　（　〃　）　11

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の募集　（文化財課）　14
島根県立古墳の丘古曽志公園の指定管理者の募集　（　〃　）　21

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則　26

告　示

島根県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定により告示する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所　在　地		変更年月日
	変　更　前	変　更　後	
隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町下西78番地２	隠岐郡隠岐の島町城北町667番地 城北町多目的施設２階事務所	令和７年４月１日

島根県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定により告示する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所　在　地	廃止年月日
有限会社天津薬局	益田市乙吉町イ336－３	令和７年５月31日

島根県告示第451号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第４条第１項第２号の規定による令和７年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第８条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品　　種	検査成績
10875466000	暁芳久（全和黒原6702）	肉用牛 黒毛和種	１級

島根県告示第452号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２第１項の規定により告示する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　解除予定保安林の所在場所

安来市伯太町峠之内784－22から784－25まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第453号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

1　区域の名称　生谷（追加）

2　土地の表示

平成28年島根県告示第299号（生谷区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱１号と55号を結んだ線、告示で指定した標柱55号と次に掲げる地番の土地に存する標柱61号を結んだ線、標柱61号から65号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱１号と次に掲げる地番の土地に存する標柱65号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市木次町西日登2438番１	61号及び62号
〃　246番２	63号
〃　261番	64号及び65号

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

令和７年７月７日から令和８年３月31日まで

3　作業地域

安来市伯太町赤屋地内から須山福冨地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

令和７年７月７日から令和８年３月31日まで

３　作業地域

安来市広瀬町梶福留地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について邑南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年７月24日から同年12月26日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町矢上地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

２　作業期間

令和７年７月21日から令和８年１月13日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町井原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の公共測量は、令和７年７月17日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年５月９日から同年７月17日まで

３　作業地域

大田市久利町佐摩地内

特　定　調　達　公　告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　件名及び数量

令和７年度島根県防災ヘリコプター（ＪＡ32ＡＲ）定時点検整備　一式

２　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課　島根県松江市殿町１番地

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年６月16日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社　代表取締役　堀内　晋　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先１番地１

５　随意契約に係る契約金額

99,847,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県知事　丸　山　達　也

１　件名及び数量

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借　一式

２　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課　島根県松江市殿町１番地

３　落札者を決定した日

令和７年７月16日

４　落札者の氏名及び住所

和幸電通株式会社　代表取締役　山下　剛史　島根県松江市古志原２丁目22番14号

５　落札金額

570,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　特例公告を行った日

令和７年６月６日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条の規定により公告する。

令和７年８月１日

島根県病院事業管理者　山　口　修　平

１　調達内容

⑴　医薬品名、規格・包装及び予定数量

ア　キイトルーダ点滴静注100mg、100mg４ml１瓶、954瓶

イ　オプジーボ点滴静注240mg、240mg24ml１瓶、426瓶

ウ　イミフィンジ点滴静注500mg、500mg10ml１瓶、420瓶

エ　アジンマ静注用1500、1500国際単位１瓶、86瓶

オ　ユルトミリスＨＩ点滴静注1100mg／11ml、1100mg11ml１瓶、36瓶

カ　ダラキューロ配合皮下注、15ml１瓶、144瓶

キ　サイラムザ点滴静注液500mg、500mg50ml１瓶、157瓶

ク　アムヴトラ皮下注25mgシリンジ、0.5ml１シリンジ、７箱

ケ　テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml１瓶、91瓶

コ　ポライビー点滴静注用30mg、30mg１瓶、183瓶

サ　ベクティビックス点滴静注400mg、400mg１瓶、143瓶

シ　オルツビーオ静注用4000、4000国際単位１瓶、48瓶

ス　サイラムザ点滴静注液100mg、100mg10ml１瓶、504瓶

⑵　調達案件の仕様

入札説明書による。

⑶　納入期間

令和７年10月１日から令和８年９月30日まで

⑷　納入場所

島根県出雲市姫原四丁目１番地１　島根県立中央病院

⑸　入札方法

ア　入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で⑴の医薬品それぞれの単価を記載すること。

イ　入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

２　入札参加に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

⑷　物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第４号）第４条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「７薬品類」小分類「⑴医療薬品」に登録された者である

こと。

⑸　島根県が行う物品の売買、借入等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑹　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

⑺　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

⑻　本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693－8555　島根県出雲市姫原四丁目１番地１

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話　0853－30－6430

⑵　入札説明書の交付期間及び交付方法

令和７年８月１日（金）から同月29日（金）までの間、⑴の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。）。

⑶　入札説明会

実施しない。

⑷　入札書の受領期限

令和７年９月16日（火）午前９時（郵送の場合は書留郵便とし、同月12日（金）午後５時までに到着していること。）

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年９月16日（火）午前９時

イ　場所

島根県立中央病院　３階　会議室１

４　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の５以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第９号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑶　契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

⑷　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑸　入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島

根県病院局財務規程第95条第１項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

⑹　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

⑺　契約書作成の要否

要する。

⑻　落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑼　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑽　調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から５年間は同様とする。

⑾　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary

⑴　Nature and quantity of the Products to be purchased：

a　KEYTRUDA Injection 100 mg, 100 mg ４ ml １ vial, 954 vials

b　OPDIVO Injection 240 mg, 240 mg 24 ml １ vial, 426 vials

c　IMFINZI Injection 500 mg, 500 mg 10 ml １ vial, 420 vials

d　ADZYNMA Intravenous 1500, １ vial, 86 vials

e　ULTOMIRIS HI Injection 1100 mg ／ 11 ml, 1100 mg 11 ml １ vial, 36 vials

f　DARZQURO Combination Subcutaneous Injection, 15 ml １ vial, 144 vials

g　Cyramza Injection 500 mg, 500 mg 50 ml １ vial, 157 vials

h　amvuttra Subcutaneous Injection Syringe, 0.5 ml １ syringe, ７ packages

i　TECENTRIQ Injection 1200 mg, 1200 mg 20 ml １ vial, 91 vials

j　POLIVY for Intravenous Infusion 30mg, 30 mg １ vial, 183 vials

k　Vectibix 400 mg, 400 mg １ vial, 143 vials

l　ALTUVIIIO Intravenous 4000, １ vial, 48 vials

m　Cyramza Injection 100 mg, 100 mg 10 ml １ vial, 504 vials

Time Limit of Tender：９：00 a.m. September 16, 2025

（Bids by Post must be received by ５：00 p.m. September 12, 2025）

⑵　Please tender all information to：Shimane Prefectural Central Hospital, ４－１－１ Himebara Izumo－shi, Shimane, 693－8555 Japan

TEL：0853－30－6430

教　育　委　員　会　規　則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月１日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

島根県教育委員会規則第10号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項中「保護者と連署した入学願書に」を削り、「添え」を「納付した上で、保護者と連署又は連記した入学願書を」に改め、同条第２項中「は、様式第13号及び様式第13号の２に準拠して校長が」を「の様式は、教育長別に」に改める。

第27条第１項中「及び保証人（保証人をおく場合に限る。）」を削り、「に高等学校等条例に定める入学料を添えて」を「を」に改め、同条第２項中「又は保証人」を削る。

第28条を次のように改める。

第28条　削除

第31条第１項中「、保護者と連署した転入学願（様式第17号）に」を削り、「添えて」を「納付した上で、保護者と連署した転入学願（様式第17号）を」に改め、同条第３項中「及び第28条」を削り、同項ただし書を削る。

第34条の２を次のように改める。

（生徒等が成年者の場合の特例）

第34条の２　県立高等学校に入学若しくは編入学を志願する者、入学若しくは編入学を許可された者、他の高等学校から転入学を希望する者又は生徒が成年者である場合、提出する第23条、第27条及び第29条から前条までに規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署し、又は連記することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第36条の３第２項中「者は、」の次に「保護者と連署した」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、提出する者が成年者である場合（校長が特別な事情があると認める場合を除く。）は、保護者が連署することを要しない。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号　削除

様式第13号の２を削る。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号

誓　　約　　書

私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。

課 程＿＿＿＿　学 科＿＿＿＿

本 人　氏　　名

が御校に在学中は、保護者としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。

年　　月　　日

保護者　住　所

続 柄

氏 名

島根県立　　高等学校長　様

「

様式第21号及び様式第22号中 （割印） を削る。

」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の島根県立高等学校規程様式第13号から様式第14号までの様式は、この規則による改正後の島根県立高等学校規程様式第13号から様式第14号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月１日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

島根県教育委員会規則第11号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第１条の２　この規則において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。

第23条中「入学願書（様式第６号）に」を削り、「添えて、」を「納付した上で、保護者と連署又は連記した入学願書を」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する入学願書の様式は、教育長が別に定める。

第25条第３項中「速やかに、」の次に「保護者と連署した」を加え、「に、高等学校等条例別表第２第３号に定める入学料を添えて、」を「を」に改める。

第27条及び第28条中「ときは、」の次に「保護者と連署した」を加える。

第29条中「、転入学願（様式第10号）に」を削り、「添えて」を「納付した上で、保護者と連署した転入学願（様式第10号）を」に改める。

第29条の２第１項中「、入学願書（様式第６号）に」を削り、「添えて」を「納付した上で、保護者と連署した入学願書を」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項に規定する入学願書の様式は、教育長が別に定める。

第30条中「ときは、」の次に「保護者と連署した」を加える。

第31条第１項中「引続き」を「引き続き」に改め、「ときは、」の次に「保護者と連署した」を加える。

第32条中「ときは、」の次に「保護者と連署した」を加える。

第37条中「校長に」の次に「保護者と連署した」を加える。

第37条の２中「者は、」の次に「保護者と連署した」を加える。

第37条の３の次に次の１条を加える。

（生徒等が成年者の場合の特例）

第37条の４　高等学校の通信制の課程に入学を志願する者、入学を許可された者、他の高等学校から転入学を希望する者、編入学を希望する者、特定の科目を履修しようとする者又は生徒が成年者である場合、提出する第23条、第25条、第27条、第28条から第32条まで、第37条及び第37条の２に規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署し、又は連記することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

様式第６号を次のように改める。

様式第６号　削除

様式第７号を次のように改める。

様式第７号

誓　　約　　書

私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。

課 程＿＿＿＿　学 科＿＿＿＿

本 人　氏　　名

が御校に在学中は、保護者としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。

年　　月　　日

保護者　住　所

続 柄

氏 名

島根県立　　高等学校長　様

（注）　成年者については保護者の記入を要しない。

「

様式第14号中 を削る。

」

「

様式第18号中 を削る。

」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の島根県立高等学校通信教育規程様式第６号の様式は、この規則による改正後の島根県立高等学校通信教育規程様式第６号の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

教　育　委　員　会　公　告

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）第７条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和７年８月１日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

１　募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、平成18年４月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和８年３月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

２　施設の概要

⑴　名　称　島根県立古代出雲歴史博物館

⑵　所在地　出雲市大社町杵築東99－４

⑶　施設規模

ア　敷地面積　57,002平方メートル

イ　建築面積　9,444.49平方メートル

ウ　延床面積　11,854.79平方メートル

エ　施設内容構造種別

⑺　本館

構造　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数　地上２階（一部地上３階、地下１階）

a　展示エリア

テーマ別展示室、総合展示室、神話展示室、特別展示室及び中央ロビー

b　交流エリア

講義室及び情報交流室

c　収蔵・調査研究エリア

収蔵庫、写真撮影室、くん蒸室、書庫等

d　オープンエリア

エントランスホール、ラウンジ、展望台、カフェ、ミュージアムショップ等

(ｲ)　体験学習棟

構造　鉄筋コンクリート造

階数　地上１階

(ｳ)　駐車場

一般用（244台）、大型バス用（15台）、身障者用（６台）及び業務用（49台）

(ｴ)　外構

交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ（130メートル）、風土記庭園（約29,000平方メートル）、体験広場及び体験水田

(ｵ)　その他

屋外便所及び駐輪場（90台分）

３　指定管理者が行う業務

⑴　博物館の観覧料の徴収に関する業務

⑵　博物館の誘客及び広報に関する業務

⑶　博物館活動への理解及び関心を深めるためのイベント等に関する業務

⑷　博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

⑸　その他仕様書に記載する業務

⑹　上記に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

※　留意事項

指定管理業務の詳細は、業務仕様書を参照すること。

なお、指定期間中であっても業務内容の変更を行う場合がある。

４　指定期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

５　指定管理業務に要する経費

⑴　指定管理料の額

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額

令和８年度　　368,484千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和９年度から12年度まで　　373,570千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

５年間の委託額　　1,862,764千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※１　各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

※２　支出見込額のうち、１件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は、1,127千円／年度とし、各年度に精算する。

※３　支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和８年度及び令和９年度の２年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の

上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和９年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料　37,087千円／年度

ガス使用料　　36千円／年度

灯油使用料　24,473千円／年度

※４　支出見込額のうち、人件費及び施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和８年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く。）に前年比２％以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※５　令和８年度以降、使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※６　令和８年４月１日から同年９月30日（予定）までの期間は、休館する。令和８年度の支出見込額及び収入見込額は、この影響を考慮した金額である。

⑵　指定管理料の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定める。

⑶　メリットシステム

観覧料の年間収入基準額を、令和８年度は39,898千円、令和９年度から令和12年度までは79,795千円／年度とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、（当該年度収入額－収入基準額）×20％に相当する額を、当該年度の指定管理料で増額（（当該年度収入額－収入基準額）がマイナスの場合は、減額)する。

６　指定管理者の申請資格等

⑴　応募資格

指定管理者に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することを要する。

ア　島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない法人等であること。

ウ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ　島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ　法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

⑵　複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア　グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

代表団体は、⑴のアの資格を満たす法人等で、グループにおける責任割合が最大であること（代表団体の責任割合が、グループ構成が２者の場合にあっては50パーセント超、３者の場合にあっては33パーセント超であること。）。

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ　当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ　当該グループの全構成員が、⑴のイからキまでのいずれにも該当すること。

エ　７の⑴のオのその他申請に必要な書類の㋐から㋒までについては、構成員ごとに提出すること。

７　申請の手続

⑴　提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

ア　指定管理者指定申請書（島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）で定める様式第１号）

イ　事業計画書

㋐　施設の管理運営の基本的方針

㋑　サービスの提供体制

㋒　サービスの提供内容

㋓　サービスの質の確保及び向上

㋔　誘客・広報等の利用促進策

㋕　施設等の維持管理

㋖　危機管理体制

㋗　財政的基盤

ウ　指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算計画書

エ　法人等の概要

オ　その他申請に必要な書類

㋐　定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

㋑　法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

㋒　申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

㋓　過去２年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

㋔　役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

㋕　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

㋖　島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

㋗　誓約書

⑵　提出部数

正本１部及び副本10部（副本は複写可。以下同じ。）。ただし、⑴のオの㋐、㋑及び㋔から㋗までについては、正本１部及び副本１部

⑶　提出先

17に記載する場所

⑷　提出期限・方法

令和７年９月26日（金）午後５時までに持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし、郵送の場合は書留とし、期限までに必着とする。

８　募集要項、仕様書等の配付

⑴　配付期間

令和７年８月１日（金）から同年９月22日（月）までの平日の、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

⑵　配付場所

17に記載する場所

⑶　配付書類

ア　募集要項

イ　仕様書

ウ　基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ　管理経費積算書

9　現地説明会

次のとおり開催する。ただし、参加を希望する法人等がない場合は、開催しない。

⑴　開催日時　令和７年９月９日（火）　午後１時30分から午後４時まで

⑵　開催場所　出雲市大社町杵築東99－４　島根県立古代出雲歴史博物館

⑶　現地説明会の内容

ア　募集要項及び仕様書の説明

イ　古代出雲歴史博物館の施設等の見学

⑷　参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する者は、参加申込書を次のとおり提出すること（１団体の出席者は、３名までとする。）。

ア　参加申込書の記載内容

法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ　提出場所

17に記載する場所

ウ　提出期限

令和７年８月29日（金）午後５時まで

エ　提出方法

郵送、電子メール又は持参

10　指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第７条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

⑴　選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の５名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

⑵　事業計画審査の基準

ア　事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ　事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有する者であること。

エ　法令遵守のための体制がとられている者であること。

⑶　審査の項目

ア　施設の管理運営の基本的方針

イ　サービスの提供体制　※

ウ　サービスの提供内容

エ　サービスの質の確保及び向上

オ　誘客・広報等の利用促進策

カ　施設等の維持管理

キ　危機管理体制

ク　財政的基盤

ケ　収支計画

※　女性活躍の推進や、社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むなどの職場環境づくりが行われている場合は、加点する（しまね女性活躍応援企業登録、こっころカンパニー認定）。

⑷　選定方法

ア　候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ　候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、適当と認められる申請者に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

ウ　提案内容等のプレゼンテーションは、令和７年10月上旬に実施を予定している。

エ　候補者の選定は、令和７年10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、決定された者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を県ホームページで公表する。

オ　指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ　選定委員会は、非公開とする。

11　指定管理者の指定及び協定

⑴　指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県立古代出雲歴史博物館条例第７条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要であり、10の⑷で選定した候補者を令和７年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

⑵　協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「基本協定」及び毎年度締結する「年度協定」を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12　指定管理者の業務に係る評価に関する事項

⑴　島根県は、指定管理者の適正な業務の確保、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

⑵　評価結果は、議会へ報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

⑶　上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

13　指定管理者の履行責任に関する事項

⑴　指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

⑵　指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

⑶　上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14　事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

⑴　指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すこと

ができるものとする。

⑵　指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

⑶　⑴又は⑵により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

⑷　不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

⑸　上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15　申請等に関する質疑

募集要項及び仕様書の内容等に対する質疑及び質問については、次のとおり受け付ける。

⑴　受付期限

令和７年９月12日（金）午後５時まで

⑵　受付方法

別に定める質疑表に記入の上、17に記載する問合せ先に電子メールで提出すること（質疑は、電子メールのみで受け付ける。）。

なお、電子メールを送信した後には、確認のため必ず電話連絡を行うこと。

⑶　回答方法

質疑に対する回答は、質疑回答表により随時行い、応募者全員に電子メールで通知する。

16　その他留意事項

⑴　申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

⑵　申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

⑶　島根県立古代出雲歴史博物館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

⑷　新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和７年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

⑸　提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。なお、提出された提案書類は、返却しない。

⑹　選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

⑺　指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア　資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

⑻　管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

⑼　島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年島根県条例第41号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17　問合せ先

〒690－8502

島根県松江市殿町１番地　島根県教育庁文化財課

ＴＥＬ　（0852）22－6612

電子メール　bunkazai@pref.shimane.lg.jp

島根県立古墳の丘古曽志公園条例（平成３年島根県条例第９号）第６条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和７年８月１日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

１　募集の目的

島根県立古墳の丘古曽志公園（以下「古墳の丘」という。）は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成19年４月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が指定管理者の指定取り消しにより令和８年３月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

２　施設の概要

⑴　施設名　島根県立古墳の丘古曽志公園

⑵　所在地　松江市古曽志町562－１ほか

⑶　主要な施設　古墳の丘（総面積：43,938平方メートル）

野外ステージ（有料施設）ほか

３　指定管理者が行う業務

⑴　古墳の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　古墳の丘の有料施設等の使用許可及び使用料の徴収に関する事務

⑶　上記に掲げるもののほか、古墳の丘の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

※　詳細は、島根県立古墳の丘古曽志公園管理運営業務仕様書を参照すること。

※　業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

４　指定期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

５　管理に要する経費

⑴　指定管理料の額

年間指定管理料　　9,023千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

５年間の指定管理料　45,115千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※１　指定管理料については分割支払いとする予定（詳細は協議により協定で定める。）

※２　指定管理料のうち、１件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は、300千円（60千円／年度）とし、各年度に精算する。

※３　指定管理料のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和８年度及び令和９年度の２年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和９年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料　633千円／年度

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるもの

とする。

※４　指定管理料のうち人件費及び施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和８年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く。）に前年比２％以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※５　令和８年度以降、使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

⑵　指定管理料の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上定める。

６　応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の⑴から⑺までのいずれにも該当すること。

⑴　島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない法人等であること。

⑶　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

⑸　島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

⑹　法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

７　申請の手続

⑴　申請書（島根県立古墳の丘古曽志公園条例施行規則（平成18年島根県教育委員会規則第29号）に定める様式）

ア　島根県立古墳の丘古曽志公園事業計画書

別に定める様式に従って記載すること。

イ　島根県立古墳の丘古曽志公園の管理に係る収支予算書

指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。

ウ　活動実績書（法人等の過去２年間の事業報告書）

エ　法人等の過去３年間の決算書

オ　法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

カ　法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

キ　納税証明書

ク　誓約書

⑵　その他の申請に必要な書類

ア　法人等の概要を記載した書類

イ　役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

ウ　法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

⑶　質疑・質問事項の取扱い

募集要項及び島根県立古墳の丘古曽志公園管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。

ア　受付期限　令和７年９月１日（月）午後５時まで

イ　受付方法　「質疑表」に記入の上、電子メールで提出すること（質疑は、電子メールのみで受け付ける。）。

ウ　回答方法　質疑・質問に対する回答は、「質疑回答表」により随時行い、応募者全員に電子メールで通知する。

⑷　提出部数

正本１部及び副本９部（副本は複写可。以下同じ。）。ただし、⑴のオからクまでについては、正本１部及び副本１部

⑸　提出方法等

ア　提出場所

島根県教育庁文化財課（〒690－8502　松江市殿町１番地）

イ　提出期限・方法

令和７年９月26日（金）午後５時までに持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし、郵送の場合は書留とし、期限までに必着とする。

⑹　申請に当たっての留意事項

ア　提出された書類は、返却しない。

イ　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

ウ　申請書の差替えについては、原則として認めない。

８　募集要項及び仕様書等の配布

⑴　配布期間

令和７年８月１日（金）から同月22日（金）までの平日の、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

⑵　配布場所

島根県教育庁文化財課（〒690－8502　松江市殿町１番地）

⑶　配布資料（ＣＤ－Ｒによるデータを配布する。）

ア　募集要項

イ　仕様書

ウ　基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ　管理経費積算書

９　現地説明会

次のとおり開催する。ただし、参加を希望する法人等がない場合は、開催しない。

⑴　開催日時

令和７年９月12日（金）午後１時30分から午後３時まで

⑵　集合場所

ア　現地説明希望がある場合

島根県立古墳の丘古曽志公園駐車場（松江市古曽志町地内）

イ　現地説明希望がない場合

島根県教育庁文化財課（松江市殿町１番地）

⑶　集合時間

午後１時20分までに集合のこと。

⑷　内容

提出書類及び古墳の丘地内の施設等について説明する。

⑸　その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、令和７年９月３日（水）午後５時までに「申込書」により、法人等の名称並びに参加者の人数及び氏名を電子メールで提出すること。

⑹ 連絡先

島根県教育庁文化財課（〒690－8502　松江市殿町１番地）

電話（0852－22－6612）　電子メール（bunkazai@pref.shimane.lg.jp）

10　指定管理候補者の選定

⑴ 審査の基準

ア　事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。※

イ　事業計画書の内容が、古墳の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。

ウ　事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

エ　事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有する者であること。

オ　法令遵守のための体制がとられている者であること。

※　女性活躍の推進や、社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むなどの職場環境づくりが行われている場合は、加点する（しまね女性の活躍応援企業登録、こっころカンパニー認定）。

⑵ 審査の項目

ア　施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。

イ　管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。

ウ　事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

エ　法令遵守のための体制がとられているか。

オ　住民に対して平等な利用が図られているか。

カ　利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

⑶ 選定方法

ア　指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立古墳の丘古曽志公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。

イ　委員会は、非公開とする。

ウ　候補者の選定は10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を島根県ホームページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。

エ　正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11　指定管理者の指定及び協定等

⑴ 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10の⑶で選定した候補者を令和７年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

⑵ 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、古墳の丘の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12　指定管理者の履行責任に関する事項

⑴　指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

⑵　指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

⑶　上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13　事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

⑴　指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

⑵　指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

⑶　⑴又は⑵により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

⑷　不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

⑸　上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14　指定管理者の業務に係る評価に関する事項

⑴　島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

⑵　評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

⑶　上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15　その他留意事項

⑴　申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

⑵　申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑶　古墳の丘の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

⑷　新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和７年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

⑸　選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。

⑹　指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア　資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

⑺　管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

⑻　複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア　グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要（県内団体の責任割合が、グループ構成が２者の場合にあっては50パーセント超、３者の場合にあっては33パーセント超であること。）

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ　当該グループの構成員は、別のグループの構成員、又は単独で申請することはできない。

ウ　当該グループの全構成員が、６の⑵から⑺までのいずれにも該当すること。

エ　７の⑴のウからクまで及び７の⑵の書類については、構成員ごとに提出すること。

⑼　島根県立古墳の丘古曽志公園条例、島根県立古墳の丘古曽志公園条例施行規則、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年島根県条例第41号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16　問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号　690－8502

住　　所　島根県松江市殿町１番地

担当部局　島根県教育庁文化財課文化財係

電　　話　0852－22－6612

電子メール　bunkazai@pref.shimane.lg.jp

人　事　委　員　会　規　則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月１日

島根県人事委員会委員長　丑久保　和　彦

島根県人事委員会規則第20号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第81町長部局の項中「総務課長」を「課長　事務所長」に改め、同項の次に次のように加える。

教育委員会事務局	課長

別表第84事務局の項中「参事」を削り、「出納室長　課長補佐（人事又は総務担当に限る。）　主査（人事又は総務担当に限る。）」を「室長　企画官　課長補佐　所長補佐　主査」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。